学校感染症について



本校において、下記の表にある学校感染症と診断された場合は、校内での学校感染症の拡大防止を図る目的として、ご家庭において以下の対応をしていただく様ご協力お願いいたします。

- ① 感染症と診断された場合は、必ず学校へご連絡ください。奈良東養護学校 TEL:0742-(44)-0112
- ② 「学校感染症に関する報告書(裏面)」の提出をお願いいたします。(本校の HP からダウンロード可能) ※「登校再開日」に関しては、下記に示す学校保健法に基づく学校感染症の出席停止期間、もしくは 主治医の指示に従い、保護者にてご記入いただき担任にご提出ください。

《 学校において予防すべき感染症の出席停止期間 》

分類	病名	出席停止の期間と基準
第Ⅰ種	Ж I	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療
		が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、
	(おたふくかぜ)	かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	*2	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		《 その他の感染症 》 ※3
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能。
	(流行性嘔吐下痢症)(ノロ	本校では「出席停止」となる感染症として扱う。
	ウイルス・ロタウイルス等)	

- ※I 第I種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、特定鳥インフルエンザ(H5NI・ H7N9)など
- ※2 第3種学校感染症:コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
- ※3 流行を防ぐために必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症の措置を取る事ができる感染症が分類されている。上記以外に、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、アタマジラミ、水いぼ、とびひなどが含まれます。